



不可解な業績考課ランク実績

理由不明のP1評価を撤回せよ

団体交渉を申し入れる

昨年12月、2025年度上期業績考課ランク実績が社員に通知されましたが、多くの組合員が「P1」という評価でした。「P1」は、「該当等級区分の中で標準を下回る業務貢献であった」と定義されていますが、何をもって「標準を下回る」と評価されるのか、P1の烙印を押された組合員はまったく思い当たる事実はありません。当該組合員らは苦情申告を行いました。事前審理で会社側幹事は苦情処理会議の開催は不要と一方的に主張し苦情申告は却下されました。

またこのランク付けの基準について今日まで組合に一切説明はされていません。昨年、診断書行政訴訟およびその控訴審の二度にわたり判決で、団体交渉拒否は不当労働行為であるとされたにもかかわらず、会社はまたしても労使での議論を行うことなく業績考課を強行しました。地本は早急に団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うよう申し入れました。

申し入れの主旨

- 「標準を下回る業績貢献」とはどのような内容が具体的に明らかにすること。
- 出向中の組合員のランクは出向先会社の評価か。その評価の方法を明らかにすること。
- 「P1」評価は将来的な不利益を被ることになる。撤回し、正当な評価をすること。
- 制度に基づく「休暇」などを取得した場合も「全期間を欠勤した場合はP1とする」という事を明らかにしているが、どこに規定されているのか明らかにすること。制度に基づき取得された「休暇」を評価の対象とすることは廃止すること。